

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年6月26日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

- (1) 件名
島根県が所有する自動車の任意保険加入契約
- (2) 任意保険加入台数
949台
- (3) 入札案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 任意保険に加入する期間
令和8年8月10日（月）午後4時から1年間

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する場合を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 保険業法（平成7年法律第105号）又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、その他の法律に基づき、損害保険業の免許又は自動車共済事業の承認、認可等を受けている者であること。
- (7) 島根県内に営業所（支店、支社及び営業所等名称は問わないが、代理店を除く。）を有し、任意保険加入契約締結後、当該任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。
- (8) 保険金支払余力比率（ソルベンシーマージン比率）が400%以上の者であること。
- (9) 任意保険加入契約締結後の加入自動車に異動（新規加入、廃車等）があった場合の保険料の精算（保険料の支払い等）方法について、契約期間中2回（3月、8月）の一括精算を行う者であること。
- (10) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに応札仕様書を提出した者であること。

3 入札参加資格の確認手続き

- (1) この入札に参加を希望する者は、別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (2) 入札参加資格の確認は、前記3(1)の申請書の提出をもって行うものとし、その結果は別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

4 入札参加資格確認申請に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 免許、承認、認可等を受けていることがわかる証書等の写し
- (4) 委任状
- (5) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く）
- (6) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3または、その3の3）
- (7) 応札仕様書
- (8) 入札保証金の免除を受けるための書類
- (9) 入札参加資格確認通知書返信用封筒
- (10) 役員等名簿
- (11) その他島根県知事が必要と認める書類

5 申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限：令和8年7月10日（金）午後4時
- (2) 提出場所：後記6(1)の場所
- (3) 提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

6 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階
島根県総務部総務事務センター物品調達第一係
電話番号 0852-22-5336 FAX番号 0852-22-6171

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和8年7月3日（金）午後4時まで（土日を除く）前記6(1)の場所で交付する。（交付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

7 入札、開札の日時及び場所

令和8年7月22日（水） 午前10時00分

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階 総務事務センター分室

なお、郵便による入札は認めない。

8 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結時に納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、前記4の入札参加資格確認申請に必要な書類を提出し、

資格の確認を受けなければならないが、当該書類について説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると島根県知事が判断した入札者であって、島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（総務部総務事務センター）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 契約の解除等

落札者の決定後において、当該任意保険に関し、保険業法又は農業協同組合法、その他の法律に基づき損害保険業の免許又は認可もしくは届出、自動車共済事業の承認又は許認可等を受けていなかったことなど関係法令に抵触することが判明したとき、又は応札仕様書等島根県知事に提出する書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約の締結を行わない。

また、契約締結後において上記事項が判明したときは、契約の解除を行う。

(10) その他

詳細は入札説明書による。